

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北上市農業委員会会長 佐藤 良一

北上市農業委員会規則第1号

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則（平成27年北上市農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(推薦及び募集に関する公表)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(推薦及び募集に関する公表)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>(推進委員の補充)</u></p> <p><u>第6条 農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 [略]</p>
2	<p>(推薦又は応募の資格)</p> <p>第3条 候補者として推薦を受けることができる者又は応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p>	<p>(推薦又は応募の資格)</p> <p>第3条 候補者として推薦を受けることができる者又は応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p>

(1) [略]

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで
又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) [略]

(1) [略]

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又
はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年6月1日前にした行為について禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられた者は、この規則による改正後の第3条の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。